

発議案第32号

T P P 協定書作成作業からの撤退と調印中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月15日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

|     |          |         |   |
|-----|----------|---------|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 伊 原 忠   | 印 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植 田 進   | 印 |
|     | 同        | 堀 口 明 子 | 印 |
|     | 同        | 三 田 登   | 印 |

## 提案理由

政府においては、T P P 協定書作成作業から撤退し、調印を中止することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## TPP協定書作成作業からの撤退と調印中止を求める意見書

アメリカで開かれていたTPP（環太平洋連携協定）12カ国閣僚会合は10月5日「大筋合意」を発表した。

徹底した秘密交渉のもと市場開放分野では、全品目の95%で関税を最終的に撤廃する。農産物重要5項目でも586品目のうち174品目（約30%）で、関税を撤廃する。

コメではミニマムアクセス（最低輸入機会）77万トンとは別に、今回さらにアメリカ、オーストラリアから無関税で輸入する7万8,000トン枠を新設、牛肉38.5%の関税を16年かけて9%へ、脱脂粉乳とバターに低関税のTPP枠など、軒並み関税引き下げや撤廃、輸入特別枠などを設けた。

その一方で、日本車に対するアメリカの関税は、乗用車で25年目に撤廃、トラックについては30年目に撤廃するとした。

さらに、製薬大企業の利益を担ったアメリカはデータ保護期間を実質8年で合意し、製薬大企業が高値で独占販売できる期間を長くした。日本政府もそれに同調し、自動車や製薬などの多国籍企業の利益を優先した。

TPP交渉は「大筋合意」であり、決着したわけではない。

今後、協定の文書化や調印、各国の批准、国会承認が必要となる。

TPP交渉内容は、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の重要5品目を交渉から除外するとした国会決議（2013年4月）にも明白に反する内容である。また日本国民の利益をアメリカや多国籍企業に売りわたすものであり、決して容認できない。

よって政府においてはTPP協定書作成作業から撤退し、調印を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様